

古知野中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは人として絶対に許されない行為である。しかし、どの学校にも、どの生徒にも起こる可能性があることから、学校・家庭・地域が協力し、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ未然防止の活動は、いじめを生まない環境づくりを目指し、全ての教職員が日々実践することが求められる。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。※いじめ防止対策推進法第二条

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。特に、けんかやふざけ合いであっても、その背景にある事情の把握に努める。

(2) いじめの基本的認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識し、日頃から「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめを認知した場合の「早期対応」を適切に行うことが重要である。以下はわれわれ教職員がもつべき、いじめ問題についての基本的な認識である。

- いじめはどの生徒にも、どの学級にも起こり得るものである。
- いじめは絶対に許されない行為であり、重大な人権侵害である。
- いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- いじめは学校・家庭・地域などすべての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

(1) 「いじめ防止・いじめ問題対策組織」の設置について

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために定例「いじめ・不登校対策委員会」（年2回、全職員参加）と臨時「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、その組織の教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。なお、臨時いじめ・不登校対策委員会の構成委員は校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導係、養護教諭、適応支援係、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び心の教室相談員を基本とし、実態等に応じて柔軟に編成することとする。

(2) 「いじめ防止・いじめ問題対策組織」の役割

- ア 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・ 学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 職員会議等で「いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・ 教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・ 通信やホームページ等を活用し、いじめ防止の取組状況や学校評価アンケート結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめを生まない環境づくり」に取り組む未然防止の活動は最も重要である。未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、生徒が規律ある態度で授業や行事に取り組む学校づくりを進めていくことである。また「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードとし、全ての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくり出していくことが求められる。そのために、以下のことを実践していく。

- ア 教員が生徒たちと共に過ごす時間を増やす。
- イ 生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ウ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- カ 12月の全国人権週間に合わせて、全校生徒が人権について考える場を設定する。
- キ 年2回のQ-Uアンケートを実施し、その結果を温かい人間関係づくりを築くために役立てる。

(2) いじめの早期発見の取組

いじめは早期発見が早期解決につながる。早期発見のためには、日頃から教職員が生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切である。生徒たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の声を感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められる。また、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に努め、全職員で情報を共有し、保護者とも連携していくことも重要である。そのために、以下のことを実践する。

- ア 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- イ 教育相談アンケートや教育相談を毎学期に実施（年3回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。教育相談アンケートは3年間保存し、変化を捉えられるようにする。
- ウ 生活ノート「はなみずき」を活用し、日頃から生徒との連絡を密に取る。
- エ 「あん心コール」や少年センターなど外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- オ いじめ早期発見のためのチェックリストを毎学期実施し、学級の様子を適宜確認する。

いじめの態様と抵触する可能性のある刑罰法規

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句・・・・・・・・・・脅迫・名誉毀損・侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視 ※ 刑罰法規には抵触しないが毅然とした対応が必要
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする・・・・暴行
- エ 強くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする・・・・暴行・傷害
- オ 金品をたかられる・・・・・・・・・・恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする・・・・窃盗・器物破損
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする・・・強要・強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる・・・・名誉毀損・侮辱

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応することが大切である。その際、形式的な謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いて指導を進めていくことが重要である。

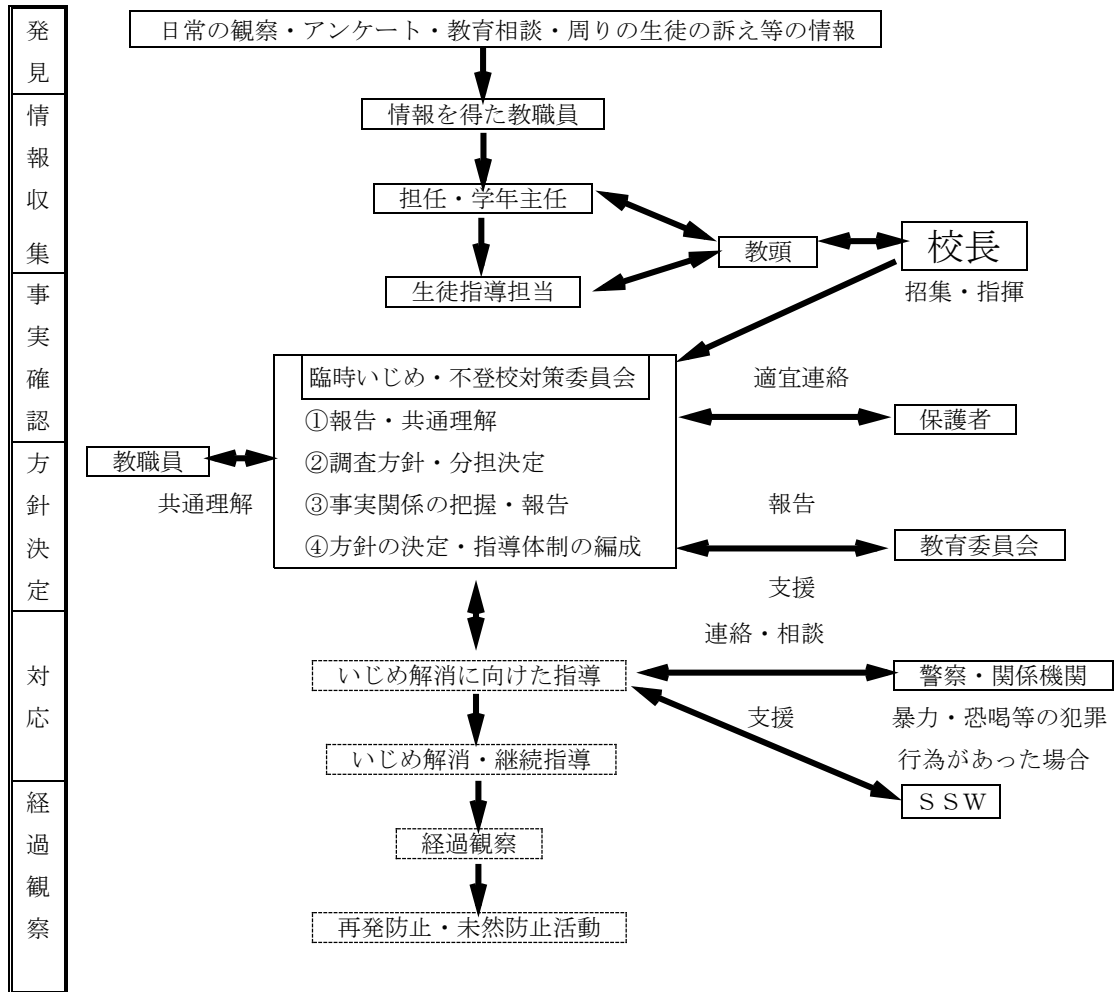
- ア いじめを発見したり、通報を受けたら、早急に校長に報告をする。校長は、「臨時いじめ・不登校対策委員会」を開き、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。また、市教委へも連絡をする。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。
- エ 全教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応に取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめについては、必要に応じて警察署等の関係機関とも連携して対応する。
- キ 被害生徒及び加害生徒について、指導後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。さらに、いじめが「解消している」状態に至っていた場合でも、当該生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。

いじめ対応の基本的な流れと配慮すべき点

- ①いじめ情報のキャッチ
 - 「臨時いじめ・不登校対策委員会」の招集 ○見守り体制の整備（登下校、休み時間、清掃時間等）
- ②正確な実態把握
 - 当事者双方、周りの生徒から個々に聴き取り、記録する。 ○関係職員と情報を共有し正確に把握する。
 - ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- ③指導体制、方針決定
 - 指導のねらいを明確にする。 ○対応する教職員の役割分担を考える。
 - 教育委員会、関係機関との連携を図る。
- ④生徒への指導・支援、保護者との連携
 - いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
 - いじめた生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う。
 - 保護者とは直接会って具体的な対策を話す。
- ⑤今後の対応
 - 継続的に指導や支援を行う。 ○カウンセラー等の活用も含め、心のケアにあたる。
 - 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

校長のリーダーシップによる迅速な初期対応



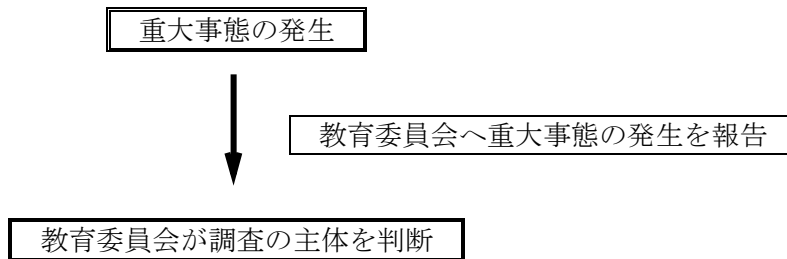
4 重大事態への対応

「重大事態」とは、①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを指す。

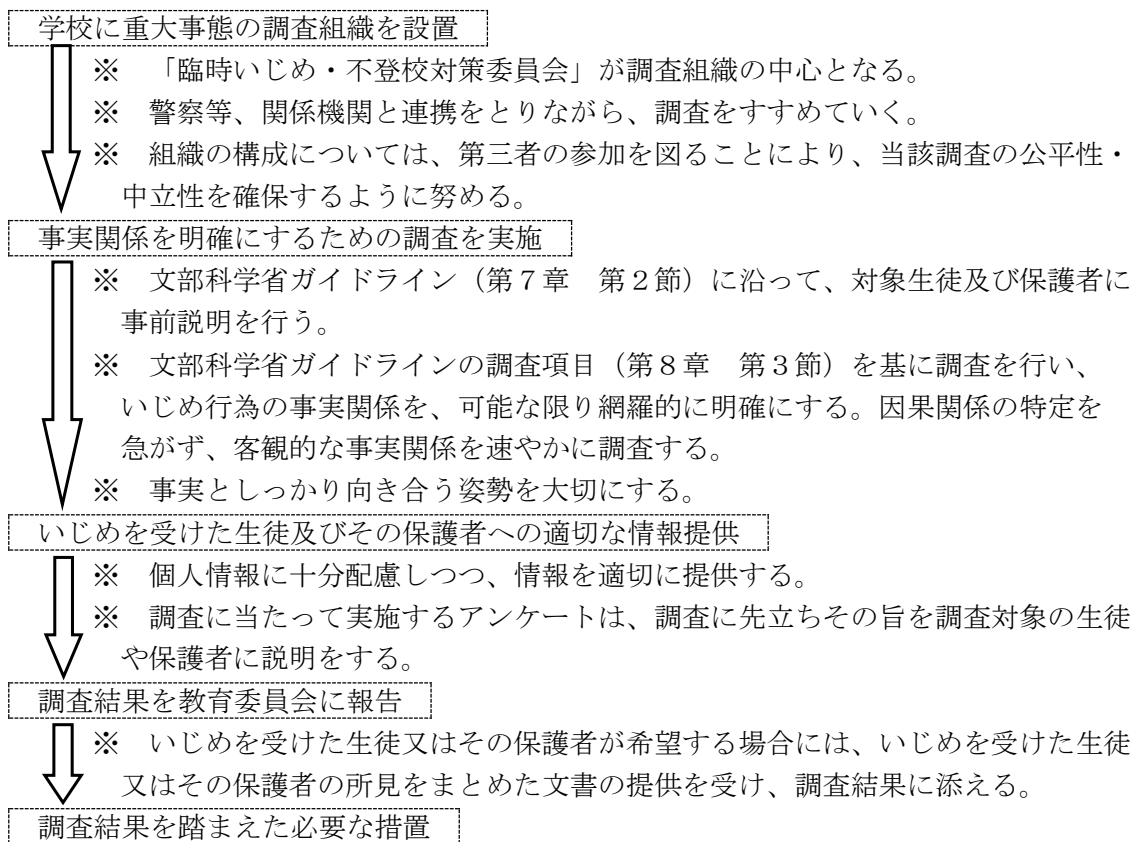
- (1) 児童生徒・保護者から申立てがあった場合は、学校および教育委員会は重大事態が発生したもものとして報告・調査にあたる。
- (2) 重大事態対応フロー図に従い、速やかに教育委員会へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、警察等の関係機関と連携しながら迅速に事案の解決にあたる。
- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「臨時いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加え対応する。
- (4) 重大事態調査を行う前に、対象生徒及び保護者に対し、調査目的や調査の進め方について予め説明し、共通理解を図りながら進めていく。調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

- (5) 事案によっては、学年及び学校の全ての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配付や緊急保護者会の開催を実施する。

重大事態対応フロー図



【学校が調査主体の場合】



【教育委員会が調査主体となる場合】

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

5 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「いじめ防止基本方針」はホームページにも掲載し、周知を図る。
- (3) 「いじめ防止基本方針」は、適宜修正・改善を行う。